

訴訟プロセスに基づく法的弁論教育システム

角田篤泰[†] 富崎おり江[†]

名古屋大学大学院法学研究科[†]

1.はじめに

本研究の目的は、法学部における法廷弁論の演習を想定した教育支援システムを開発し、実際に提供して、授業の効率性を高めることと、教育方法の分析のために学習状況の記録を残すことである。

本研究の背景には、司法制度改革推進の流れを受けた新たな法学教育の試みがあった。本研究が対象とする科目も、従来、司法試験合格後の司法修習や法曹の職に就いてからの OJT でしか行われていなかった法廷弁論の実習を大学生にも行わせるという、新たな試みの 1 つである。これは 2001 年度より大阪大学、鹿児島大学、名古屋大学の法学部の 3 大学連携授業科目として開講され、現在に至っている[4]。

2005 年度より論争掲示板システムを導入し、2007 年度より証拠・証言収集のための FF 掲示板システムの導入を行った[2, 3]。2008 年度は、さらに、訴状・答弁書のやり取りを ICT ツール化し、これを導入することで、一連の法廷弁論に関するツールを統合し、訴訟プロセス全体を通じた実習システムが完成した。本稿ではこの全体像と、特に本年度導入した訴状・答弁書システムについて報告する。

なお、従来も法的論争システムは存在したが、実際の法学教育の現場で用いるには、機能的にも、質的にも満足のいくものではなかった。例えば、法律要件(法律の条件部分)に対応する事実から立証することが教育上、最重要課題であるが、その対応はされていなかった。また、今回導入したように、証拠・証言集めから始まる一連の訴訟プロセスの中でシームレスに利用できるシステムとしても提供されていなかった。今回の提供により、この後半の問題に対する一つの解法を与えることができた。

2. システム構成の概要

本システムは、筆者らが開発したコース管理システム、NLS シラバスシステム[1]上に構築され、他のツールとシームレスに利用されている。

An Instruction Supporting System for Legal Argumentation based on Real Judicial Procedure

[†]Tokuyasu KAKUTA, Orie TOMIZAKI: Graduate school of Law, Nagoya University

全体構成は図 1 の通り。ここで、論争掲示板システムとは、原告・被告がスレッド掲示板で対戦しやすいように設計されたシステムであり、証拠や証言のデータベースを直接参照できるようになっている。FF とは Fact Finding と言う証拠や証言を集めるための教員と学生との Q&A のプロセスの略称であり、この支援のために FF 掲示板システムが開発された。ここでのやり取りに基づき、証拠や証言のデータベースが内部的に自動構築される。

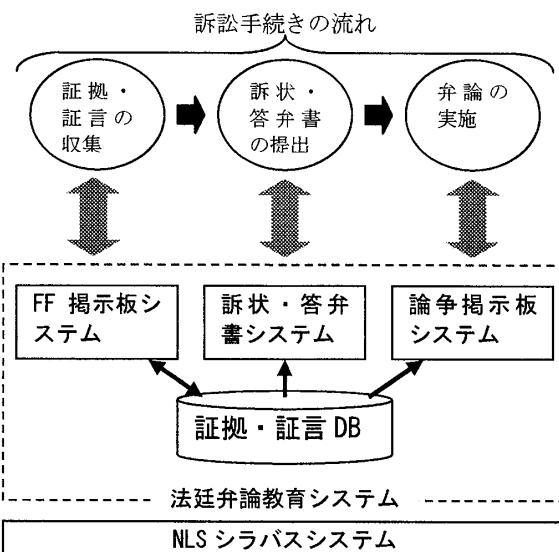


図 1 全体構成図

3. 訴状・答弁書システム概要

訴状・答弁書システムとは、訴訟の際に、原告が提出する訴状やそれに応じる被告の答弁書の作成を支援し、仮想的な裁判所への提出をシミュレートするものである。従来は掲示板でやり取りをしてきたが、次のような問題があった。

- ①各書面の形式とその意味が学生に理解されていないので、学生が書き方に戸惑う。
- ②論争掲示板システムと連動していない。特に、法律要件(主要事実)と呼ばれる、訴訟上、一番重要な記述がどこに書かれているのか曖昧になっている。
- ③FF 掲示板システムと連動していない。証拠

や証言はきちんと先に提出して、裁判を混乱させたり、いたずらに長引かせたりしないように教育する必要がある。

①の対策として、テンプレートへの入力枠のある画面を導入した。②の対策としては、論争掲示板システムと連動させ、請求原因部分のメッセージがそのままデフォルトで論争掲示板のルートメッセージとなるようにして、法律要件から記述するようにした。③の必要に応じて、FF掲示板システムと連動させ、どの証拠や証言を利用するか、事前に確定させるようにした。さらに、論争掲示板側では、この確定情報から論争で用いる証拠や証言を選ばせるようにした。

訴状・答弁書システムを導入したことにより、これが連結部となって、学生がシームレスに各サブシステムを利用することを可能とし、法的弁論教育システム全体としての一貫性・整合性も明確になり、円滑に利用できるようになった。

訴状・答弁書システムの機能概要図と実際の画面をそれぞれ図2、図3に示す。

4. 実施状況

訴状・答弁書システムの導入により、旧システムを知っている上級生やTAからの利便性に対する評価は上がった。少なくとも、学生の不要な手間は確実に減少している。

教育面でも、全体システムとしては、事前に提示した証拠や証言の利用率も高く、後付けでアドホックに証拠や証言を挙げるようなマナーの悪い弁論は減少している。

訴状・答弁書作成に関しては、入力枠を設けて記入させているので、当然例年よりは、法律要件を意識して整えられた訴状が提出された。さらに、答弁書も明確になっている。また、この時点から証拠を意識するようになっており、弁論が始まつてからも、読みやすくなっている。

5.まとめ

本年度のシステムの改良と拡張により、授業の効率性がより高まり、分析のための記録もより詳細に残すことができた。今後の課題は、裁判官役にもなる、評価システムの構築と、授業の中でより効果的に用いる教育方法自体の整備である。

参考文献

- [1] 角田篤泰, 養老真一, 松浦好治: NLS シラバスシステム: コース管理プラットホームとの投票サブシステムの利用, 教育学習支援情報システム研究グループ研究報告 3, 情報処理学会, pp. 31-38 (2006).
 - [2] 角田篤泰: 法的論争ための教育支援システ
 - ム, IPSJ 第 70 回全国大会講演論文集, pp. 4. 501-4. 502 (2008).
 - [3] 角田篤泰: 法学教育支援ツール, 人工知能学会誌, Vol. 23, No. 4, pp. 505-512 (2008).
 - [4] 松浦好治: 遠隔講義実験, 法律時報, Vol. 7 4, No. 3, pp. 36-38 (2002).
-
- 図2 訴状・答弁書システムの機能概要
-
- 図3 実際の画面(答弁書記入時)
- 4-402